



平成 25 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 ハマキョウレックス
代 表 者 の 代 表 取 締 役 大 須 賀 秀 徳
役 職 氏 名 社 長
(コ ー ド 番 号 9 0 3 7 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 山 崎 裕 康
執 行 役 員
(T E L . 0 5 3 - 4 4 4 - 0 0 5 4)

当社元従業員による不正行為に係る調査結果について

当社は、平成25年7月12日付で「当社元従業員による不正行為のお知らせ」を公表し、調査委員会による調査を進めてまいりました。

本日、調査委員会による調査結果の報告を受け、当社取締役会として再発防止策等について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この度は、株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者及びお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査委員会の組織

調査委員会

委員長	坪井 成司	当社常勤社外監査役(独立役員)
委員	横原 幸男	当社常勤監査役
委員	山崎 裕康	当社常務取締役執行役員 管理本部長
委員	黒木 辰芳	弁護士(当社顧問弁護士)
委員	杉山 一統	弁護士(当社顧問弁護士)

2. 不正行為の概要

お客様への請求書発行は適切に行なわれておりましたが、その発行された請求書金額とは別の金額を当社経理部へ報告するという方法により、実体のない売上計上が平成20年4月から5年間にわたり行なわれておりました。また、取引業者を利用した着服行為は、平成21年11月から平成25年5月まで行なわれており、その金額は29百万円と推定しております。

なお、事案の詳細につきましては、添付の「調査報告書」をご参照願います。

3. 類似事象の有無

類似不正行為の有無について検証いたしましたが、類似の不正行為は発見されませんでした。

4. 過年度開示資料の訂正及び当第1四半期開示資料の提出

決算短信及び四半期決算短信の訂正、並びに有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書の提出につきましては、平成25年8月13日までにを行う予定です。また、平成26年3月期第1四半期に係る決算短信及び四半期報告書の提出を、平成25年8月14日までにを行う予定です。

なお、今回の調査結果を受け、訂正を行う金額は以下の通りとなります。また、参考数字として各期において開示いたしました売上高及び経常利益を併記しております。

(単位；百万円)

回次	架空売上 計上額	※参考：過年度開示額	
		売上高	経常利益
第40期（平成22年4月～平成23年3月）	452	85,565	6,045
第41期（平成23年4月～平成24年3月）	216	89,935	6,552
第42期（平成24年4月～平成25年3月）	376	89,319	6,332

※売上高及び経常利益は、過去に開示した数値であり、今回の不正による修正は含まれておりません。

※平成20年4月から平成22年3月までの架空売上計上額の影響は軽微であったことから、当社第40期（平成22年4月～平成23年3月）に含めております。

5. 再発防止に向けた取り組み

調査委員会の提言を真摯に受けとめ、全ての提言項目について検討を実施いたします。次に記載する事項については、速やかに実施してまいります。

従来、滞留売掛金の確認は営業担当により行われておりましたが、今後は、経理部から直接お客様へ確認する方法へ変更いたしました。また、各センターにおける内部牽制機能が有効に働くよう、サブセンター長の教育をより充実させると同時に、内部監査の強化により、内部牽制機能の有効性についてしっかりと確認を行ってまいります。また、センター長のローテーションも定期的に行ってまいります。

6. 法的手続き

本件不正行為を行った元従業員及び取引業者に対して、必要な法的措置を取ることを予定しております。

7. 経営管理責任

管理不備により発生した、今回の元従業員による不正行為の発生を厳粛に受け止め、その管理責任を明確にするために、以下のとおり役員報酬を返上いたします。

代表取締役会長	月額報酬	30%減額	6ヶ月（平成25年7月より）
代表取締役社長	月額報酬	30%減額	6ヶ月（平成25年7月より）
常務取締役管理本部長	月額報酬	15%減額	6ヶ月（平成25年7月より）
取締役経理部長	月額報酬	15%減額	6ヶ月（平成25年7月より）
常勤監査役（2名）	月額報酬	15%減額	6ヶ月（平成25年7月より）

なお、上記以外の関与管理者につきましても、厳正な社内処分を行う予定です。

8. 終わりに

この度の当社元従業員による不正行為につきましては、株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者及びお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

今後、皆様からの信頼を取り戻すべく、経営陣と全社員が一丸となって会社の信用回復に努めてまいります。今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

調査報告書

第Ⅰ 調査の開始

1 調査委員会設置の経緯

平成25年6月下旬、株式会社ハマキョウレックス経理部より、「滞留売掛金の回収進捗に疑義があり、その内容について詳細を調査する必要があるのではないか」との報告が営業本部長になされた。

そこで営業本部と関係者が、担当責任者と面談事情聴取したところ、不明朗な取扱いがなされている可能性があり、調査が必要であると判断されるので、調査委員会の設置を検討した。

調査委員会においては、疑義のある行為の解明、関係者、協力者の有無を明確にすること、同時に本件以外にも類似事象が発生していないか、内部統制上の問題点を明らかにした上で、今後の再発防止策の提言を行うこととした。そのため平成25年7月12日、独立役員である社外監査役を委員長に選定して、調査委員会を設置し、調査が開始されるに至った。

調査委員会	委員長	坪井 成司	当社常勤社外監査役・独立役員
	委員	横原 幸男	当社常勤監査役
	委員	山崎 裕康	当社常務取締役執行役員・管理本部長
	委員	黒木 辰芳	弁護士(当社顧問弁護士)
	委員	杉山 一統	弁護士(当社顧問弁護士)
	調査補助者	執行役員5名・経理部の実務者と内部監査室複数名	

2 調査の目的

調査委員会の目的は、次の通りとした。

- ① 不正と思われる取引内容の全貌を明らかにし、併せて、その行為、資金の移動、関係者の関与の内容を明確にすること。
- ② 本件不正と思われる取引が発生した背景、環境を解明すること。
- ③ 本件事象発生現場における、管理監督の状況を確認すること。
- ④ 同様、類似の事象の有無を確認すること。
- ⑤ 会計処理への影響を明らかにすること。
- ⑥ 内部統制上の問題点を明らかにすること。
- ⑦ 今後の再発防止の対策を提言すること。

第Ⅱ 本件事件

1 事件の全貌

本件不正行為は、以下のような構造で実施された。

① 架空売上の計上

元センター長 A(以下「A」という)及び元センター長 B(以下「B」という)は、それぞれが平成20年4月からA及びBの業務を停止させた平成25年6月までの約5年間、自己の業績が不振であり、自身の社内評価上昇と報酬の確保を目的に、請求書などを捏造して、本社経理部には架空売上を含めた請求金額を報告し提出していた。後日、売上代金回収額との差額が発生するに至り、経理部からの問い合わせには、取引先C社(以下「C社」という)の検収手続きのタイミングのずれこみである等と巧妙な説明をし、

次月以降の請求と回収金額との紐付きもして、如何にもその差額が正当であるかのごとく巧みに説明を繰り返していた。

② リベートの強要・着服

前記の架空売上計上に関して A・B 両名から事情聴取を実施している中で、A の供述に不自然な点があり、リベートなど不自然な金銭のやり取りがないか追及をしたところ、出入り業者2名(以下、「X」と「Y」という)との間で不当な金銭を受領していた事実を A が自白した。

平成21年秋に、センター内の雑草の手入れと倉庫内の清掃業務を発注し、その作業料を銀行振り込みにより支払いした。後日 X より A にその御礼として現金が提供された。この妙味に A と X は溺れ込んでしまい、以後、共謀して実体のない作業を捏造して会社に請求書を提出させ、正当な作業経費として処理させ、且つリベートとして現金提供を平成23年3月まで継続的に実行していた。しかし、X の体調不良などの理由で継続が不可能となった為に、X の子息の知り合いの Y に同様なスキームでリベート現金を還流させる事が引継ぎされ、平成23年4月より平成25年5月まで約2年間継続し定着させるに至った。

調査の結果、実体の無い作業に対して支払われた金額は29百万円と推定されるが、現時点で Y との取引内容の実態調査が不十分のため、今後は、刑事事件として更に調査を継続していく方針である。

なお、Bについてもリベート着服などの事実がないかを経理部に提出され保管中の各種の経費領収書等を調査し、本人にも事情聴取したが、その事実は確認できていない。

2 端緒

平成24年3月に会計監査人である監査法人・監査役・内部監査室によりセンター監査を実施した。

売上高計上の手順・プロセスは内部統制3点セットに記述されている通り、システム化されたデータに基づき入荷・出荷・保管・付帯作業等の作業結果をデータ集積し、請求書が作成されており、その金額との突合においても異常値が発見されなかった。

取引先 C 社宛に提出されている請求書と経理部に提出されている請求書の2通が存在するとの認識が全くなかった為に監査の網から漏れていた。

3 本件発生の背景、実態解明

本件は、AとBそれぞれによる架空売上と隠蔽工作が、連続して行われた事が本質であると考えられるが、この不正行為が発生した背景事実には、その犯行が巧妙であり、気づくことが難しいという状況ではあったものの、発覚が遅れたことは、会社の管理体制が不十分であったと言える。

4 事件の発生原因

① 事件の本質

調査委員会が、調査において把握した本件の本質は、次の通りである。

まず、本件は長期に売上仮装・回収偽装という不正行為を続けた事実であり、売上高請求に伴う請求書発行事務を担当センター長に一任していた事を悪用して、取引先 C 社と本社経理部に対する書類が二重で相違しているにも関わらず、銀行振込みにより回収された金額が相違していた事実の原因追及に関して、巧妙な説明により発覚を遅らせ隠蔽していた。それぞれのセンターの業績は、売上高・利益ともに当初予算を達成し、前年度対比の計数も相応であり大きな問題がない程度に偽装されていた為に、発覚が遅れた。発覚が遅れた会社の管理体制の問題点を究明しなければならない。

次に、本件不正行為が発生した理由について検討する。

本件は、A・Bともに入社10年超の管理職社員であり、センター長としても他部署のセンター長の経験が

あった事から本社の評価も得ていた。

② 動機、目的

判明している事実からは、両名の動機は、以下の通りである。

- (1) 架空売上を仮装することが極めて単純、簡単であることの発見と、これを利用すれば本社経営に対する予算未達成説明の逃避ができること。
- (2) これにより自身の社内評価の上昇と賞与など報酬確保が得られること。
- (3) 更に、優秀事業所として本社表彰により、センター従業員から信頼を得ると同時にインセンティブ（表彰金）の供与もあり、自身の地位が更に強固になるという意識が動機として構成されている。

③ センター内のチェック体制

センター内の業務部門毎に其々責任担当者が配置され、業務報告がセンター長に提出され、収支日計報告に反映される仕組みになっていたが、其々の担当責任者の提出したデータがセンター長段階で不正に加工され収支報告されていた。本来はダブルチェックにより正しく集計される仕組みを、センター長独断で不正に加工され、ダブルチェックの機能を完全に潜り抜け、担当部長のチェック機能までを形骸化させていた。

④ 単独行動の放置

センター長の人事異動やセンター内の部署責任者の担当替えが十分には実施されず、人事管理面の不備があったと言わざるを得ない。

⑤ 業務監督の欠如

組織としては担当部長がいるが、A・B 両名ともに同一業務に長期間継続して勤務していた為、短期間で交代した担当部長では、その巧みに不正加工している事実を見抜けず、管理・監督が形骸化していた。

担当部長及び営業本部は業績不振のセンターの業務改善を重点的に実施していて、相応の業績であるセンターについては指導・監督の網から漏れるという欠陥があった。

⑥ 個別案件の点検

売掛金の回収遅れのチェックは、経理部より担当センター長に電話やメールなどにより実施され、センター長から「検収タイミングのズレこみである」との説明を信じ込み、踏み込んだチェックがされなかった。また、滞留売掛金明細書が作成されているにも関わらず、経理部長・担当部長・営業本部長など関係部署のチェックが甘くセンター長の巧みな言い訳を信じてしまった。

⑦ 業務監査の内容と限界

内部監査室と監査役のセンター監査は2～3年間隔で実施されているが、内部統制上の監査はサンプリングが中心となっており、労務管理・資産管理・事故対策・セキュリティー管理など多岐に亘っており、全ての項目の監査ができていない状況にあった。

5 まとめ

本件不正行為は、A・B 両名が会社の定めたルールを無視して、部下・上司のダブルチェック体制を排除し、得意な弁舌により喚問をくぐり抜けた特異な事案であるが、会社の管理体制に不備があったと言わざるを得ない。

第Ⅲ 類似事案の調査

1 社内調査

① 管理本部・経理部

平成 25 年6月末現在の滞留売掛金明細書により、全件についてその実在性を確認した。

その結果、異常値は発見されなかった。

② 営業本部・全営業所センター

平成 25 年7月 19 日に全センター長及び担当部次長を本社に集めて、ヒアリングとチェック体制などに関してアンケート書類を提出させて調査をした。

その結果、異常・懸念事項は発見されなかった。

2 関係会社への調査

① 滞留売掛金の内容調査

子会社の社長に指示し、経理部の調査を実施させた。

その結果、異常値は発見されなかった。

② 関係会社の社長

平成 25 年7月 20 日に全社長をハマキョウレックス本社に集合させて、ヒアリングを実施した。

その結果、異常事案は発見されなかった。

第Ⅳ 事件のまとめ

1 本調査及び報告の限界

調査委員会による調査は、強制力をもたないため、調査に当たっては任意の協力を基本とし、元従業員 A・B 両名に対して複数回実施した。

A・B 両名が使用していたパソコンと USB メモリー等記憶媒体を回収し、内容を解析した。また、関係した事業者に対しても調査を実施し、作業の実在を確認した。現金の受け払いについては、領収書などの書類での確認が不可能であった為に当事者の供述による推定金額である。

許される時間内で、これら多くの情報を公正な見地から、徹底精査して解析に努めたものの、事実関係を完全に解明できたわけではなく、よって、この報告の全てが客観的事実に適合していることまで保証することはできない。

2 事件調査の結論

調査委員会は、以下の意見を持つに至った。

A・B 両名による架空売上げ計上は、平成 20 年4月から約5年間に亘って行われてきたが、取引先 C には正当な請求書の提出であった為に実損害を与えた事実はない。会社の経理部に提出された売上高報告との差額が滞留売掛金として残り、この 10 億 43 百万円を会社の各年度決算に内容を修正する必要がある。

そして、会社としての課題は、従業員管理・事務管理・経理部など担当部のチェック管理体制の構築、内部統制と内部監査および監査法人並びに監査役監査の体制など、多岐に亘って再発防止策の構築が必要である。

第V 改善提言

調査委員会は、以上の検討を経て、今回の事件の解明を行ったが、こうした事件が二度と発生しない為に、改善すべき点を示すことが必要であるとの結論に達した。

調査委員会は、業務遂行を指揮する立場にはないが、今回の事件を通して、弱点を把握する事ができたと考えている。従って、現実の業務を遂行する当事者は自らの問題として、提言の内容を理解して具体的な改善対策を立案してもらいたい。

以下にその骨子をまとめたので、ご検討いただきたい。

1 内部統制の確立

- ① 取引契約書類の整備
- ② 内部統制資料3点セット記述書の精度アップ
- ③ ダブルチェック体制の定着
- ④ 担当部長によるウォークスルーによる運用状況の確認
- ⑤ 内部監査室による定例監査の実施
- ⑥ 是正勧告の早期対応と体制整備

2 人事関係

- ① 人事異動の活性
- ② 人事考課制度の見直し
- ③ 人材育成プランの定着
- ④ サブセンター長制度の明確化
- ⑤ 昇格の明確化によるモチベーションアップ
- ⑥ 賞罰のメリハリ 表彰基準の明確化

3 組織体制の見直し

- ① 管理可能な組織の編成
- ② 効率的・機動的組織の構築
- ③ 権限と責任の明確化

4 経理・事務体制の見直し

- ① 請求書発行事務の見直し
- ② 各種のエビデンス添付基準の明確化
- ③ 取引口座開設の明確化
- ④ 滞留売掛金の管理基準・方法の見直し
- ⑤ 異常取引の察知・報告ルール of 明確化
- ⑥ 情報の共有化

5 稟議制度の見直し

- ① 事前稟議の徹底
- ② 決裁権限の見直し
- ③ 稟議項目の見直し
- ④ 決裁のスピードアップ

6 内部通報制度

- ① 通報窓口のオープン化 ご意見箱などの設置
- ② 外部専門家へのアプローチも可能にする

7 コンプライアンス

- ① 委員会の定例開催
- ② 法令順守の啓蒙活動

8 取締役会

- ① 員数の増加
- ② 社外取締役の導入
- ③ 事前の議案検討期間と審議の活性化

第VI 経営管理責任の検証

調査委員会の見解としては、本件のような事態が発生し、多くのステークホルダーの皆様にご心配をかけ、且つ信用・信頼を大きく損なった経営責任は当然負うべきであると考えます。

ここでいう経営責任とは、法的責任とは異なるもので、社会的観点及び道義的観点から負う不利益を意味するものとする。

以 上